

使用承認申請書

廃炉発官R3第216号
令和4年2月18日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び
特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第2項第2号の規定
により、次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

<p>使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>使用しようとする発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備</p> <p>使用済燃料乾式キャスク 13基 { 輸送貯蔵兼用キャスク B 13基 (60～72号機) 乾式キャスク支持架台 13基 コンクリートモジュール 13基</p> <p>について使用する。</p> <p>実施計画の認可年月日 平成25年 8月14日 変更認可年月日 令和 2年 9月29日</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の 使用開始予定年月日及び使用期間</p>	<p>使用開始予定年月日 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表第一号及び第二号の工事の工程に係る使用前検査終了日</p> <p>使用期間 自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る対象設備の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表第一号及び第二号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時。 至：令和2年1月14日付け廃炉発官R1第189号をもって申請をした使用前検査申請に係るすべての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項に基づく使用前検査の終了まで。</p>
<p>使用の方法</p>	<p>使用期間において、使用済燃料プールに貯蔵中の使用済燃料等を共用プールに受け入れるための空き容量を確保するため、輸送貯蔵兼用キャスク B 13基に順次使用済燃料を装填し、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備での保管を行い、使用前検査が終了するまでの期間使用する。 なお、使用にあたっては監視や定期的な巡視点検等を行い、実施計画を遵守する。</p>

使用を必要とする理由を記載した書類

【使用を必要とする理由】

使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のうち、輸送貯蔵兼用キャスクB、乾式キャスク支持架台及びコンクリートモジュールについては、以下の理由により使用前検査が終了する前に使用する必要がある。

- ・ 6号機使用済燃料プールから燃料取出しを行うにあたり、共用プールの空き容量を確保するため、共用プールに保管中の使用済燃料を輸送貯蔵兼用キャスクB 13基に順次装填し、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備へ保管する計画である。
このため、輸送貯蔵兼用キャスクB、乾式キャスク支持架台及びコンクリートモジュールについて、輸送貯蔵兼用キャスクB 13基に順次使用済燃料を装填し、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備での保管をする必要がある。

なお、使用にあたっては実施計画に基づき、以下の管理を行う。

- ・ 輸送貯蔵兼用キャスクBの一次蓋、二次蓋間の圧力により密封機能を常時監視する密封監視装置と、輸送貯蔵兼用キャスクBの表面の温度により除熱機能を常時監視する表面温度監視装置を設置し、監視を行う。また、キャスク仮保管設備内に設置したエリア放射線モニタにて有意な放射線レベル上昇の有無を常時監視する。
なお、定期的に巡視点検を行い、キャスク仮保管設備の状態の異常の有無を確認する。
- ・ 一次蓋、二次蓋間の圧力、表面温度またはエリア放射線の指示値に異常がある場合は、監視装置等を確認し、必要な措置を行う。

以上

今回使用しようとする設備の範囲

P.N. 

第一レーン		第二レーン		第三レーン		第四レーン	
1A	1B	1C	1D	1E	1F	1G	1H
2A	2B	2C	2D	2E	2F	2G	2H
3A	3B	3C	3D	3E	3F	3G	3H
4A	4B	4C	4D	4E	4F	4G	4H
5A	5B	5C	5D	5E	5F	5G	5H
6A	6B	6C	6D	6E	6F	6G	6H
7A	7B	7C	7D	7E	7F	7G	7H
8A	8B	8C	8D	8E	8F		8H
				9E	9F		

使用済燃料乾式キャスク仮保管設備配置概要

凡例



: 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 ロケーション番号 (貯蔵位置)